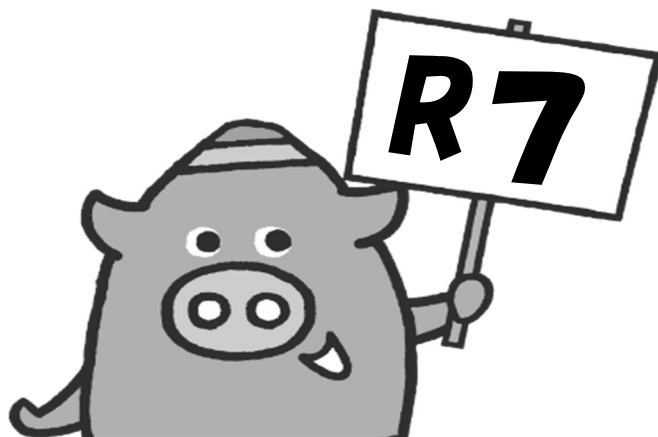


令和7年度 村立保育所・認可保育園入所案内

令和7年4月1日～令和8年3月31日までの
入所申込みについてご案内します。



■ お読みください ■

- 入所（受付）に必要な事項を記載しています。よくお読みいただき、お申し込みください。
- 必要書類は全てそろえて提出してください。不備の場合は受付できません。
- 受付期間：令和6年9月9日（月）～令和6年10月4日（金） 土・日・祝日は除く。
※ただし、9/28（土）9時～11時は受付を行います。
受付時間：午前9時～午前11時、午後1時15分～午後5時まで
上記期間を過ぎた場合、4月入所選定から外れますので、必ず期間内に申し込んでください。
- 保育所等へ入所できる児童数には限りがあり、入所できない場合がありますので、あらかじめご了承ください。
- 書類の不備がある場合は、ショートメールサービスでお知らせすることがあります。

読谷村役場こども未来課 保育所幼稚園係 TEL 982-9240

■ 入所対象児童について ■

読谷村に住所を有し、生後6か月目になる月～小学校就学前までの「保育が必要な乳幼児」を対象とするため、どの児童も無条件に入所できるものではありません。

また、医師等の診断により集団保育が可能と認められた場合に限りです。

ご注意ください

※児童に発達の遅れや疾病、アレルギー等があると思われる場合は、入所申込時にお申し出ください。

※入所申し込みの内容等に虚偽があった場合は、退所して頂くことになります。

※保護者・児童・保育所等との間で、日本語による意思疎通・コミュニケーションが取れることが必要です。

※一斉受付期間に限り、転入予定の方の申込も受付します。ただし、令和7年3月7日（金）までに転入手続きが必要です。

■ 受付期間、場所など ■

新規申込者	受付期間 及び 受付時間	令和6年9月9日（月）～令和6年10月4日（金） 午前9時～11時、午後1時15分～5時まで ※土・日、祝日は除く。 ただし、令和6年9月28日（土）9時～11時は受付を行います。
	受付場所	読谷村役場 1階こども未来課前会議室 ☎ 098-982-9240
	郵送受付	郵送でも提出できます。ただし、以下の点にご注意ください 【注意事項】受付期間内（10/4まで）必着です。 受付期間終了後に到着したり、書類に不備がある場合は4月入所選定から外れます。 追跡可能な郵便（特定記録郵便、書留郵便等）で郵送ください。 郵送事故等については、一切責任を負いかねますのでご了承ください。
在園児	すでに保育所等に入所している園児については、受付場所は各保育所等となります。 8月1日（木）～8月19日（月）の間に、現在通っている保育所等に提出してください。	

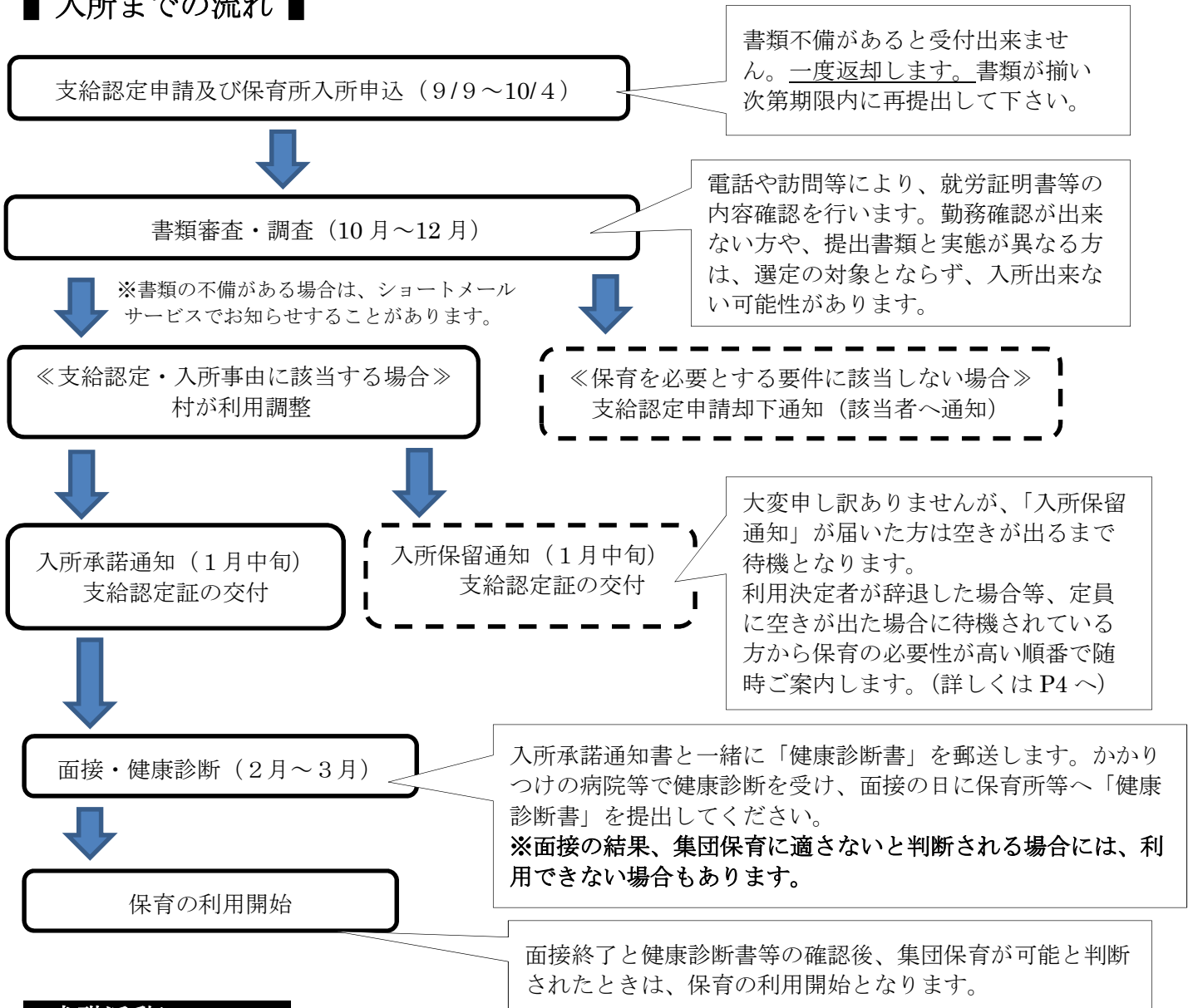
※修正等する場合は、訂正印が必要です。受付に来られる際は、印鑑（認印可）をお持ちください。

■ 利用できる家庭の条件 ■

保護者が読谷村に住所を有し、下記のいずれかの条件に該当していることが必要です。

理 由	保護者の状況	保育必要量
就 労	就労時間が、1ヶ月で60時間以上あること ※就労時間は、労働契約上の正規の時間（休憩時間を含む。）とし、残業時間は含まない。	標準時間： 月 120H 以上就労 短時間： 月 120H 未満就労
妊 娠、 出 産	母親が出産の前後（それぞれ2ヶ月の期間）であること。	標準時間
保護者の疾 病・障がい	病気または障がいのため保育が困難であること。	診断書等での判断
病人の介 護・看護	同居の親族を常時介護又は看護していること。 ※子ども・子育て支援法施行規則より	
災害復旧	震災、風水害、火災その他の災害の復旧にあたっていること。	標準時間
求職活動 （起業準備 を含む）	求職活動を継続的に行っていること。（※入所期間：最長3ヶ月間）	短時間
就 学	子ども・子育て支援法施行規則に規定されている大学や専門学校、職業訓練校等に通っていること。 ※短時間の習い事、塾、自動車教習所、教室等は含まない	就労の条件と同じ
虐待等のおそれ	虐待やDVのおそれがあること。	標準時間
育児休業	育児休業取得中に既に保育所等を利用している子どもがいて、継続利用が必要であること。※現在育児休業中で、新規入所申込みの場合は、入所後1か月以内に職場復帰が可能な方のみ申込み可能です。	短時間
その他	上記以外の特別な事情があると認められる場合。	状況により判断

■ 入所までの流れ ■



求職活動について

- 求職活動を理由に申込をされる方は、入所後3ヶ月以内に就労することが必要です。保育実施終了月の10日前までに「就労証明書」等の提出がない場合は翌月から退所となります。
- 同一年度で、求職活動を理由とする複数回の利用及び継続入所はできません。
- 求職活動で入所の場合は、保育短時間利用になります。

【待機となった場合・・・】

- 求職活動での入所選考対象期間は3ヶ月間です。選考対象期間を継続される方は、求職活動申告書等を再提出してください。

育児休業について

- 育児休業からの復帰を理由に申込をされる方は、入所後1か月以内に職場復帰することが条件です。
(4月入所の場合は、5月1日までに復帰することが条件です。それ以降に職場復帰をする場合は、5月からの入所対象となります)
- 育児休業中は入所要件に該当しないため、入所できません。
ただし、育児休業開始前から保育所等を利用していた児童については、同一保育所への継続入所の希望ができます。(入所期間：育児休業対象児童が2歳に達する日まで)
- 育児休業で入所の場合は、保育短時間利用になります。
- 育児休業延長のための証明書が必要な方は、ご連絡ください。発行まで1週間程度期間を要します。

■ 支給認定と利用区分について ■

保育の必要性の認定申請

子ども・子育て支援制度では、保育所等の利用を希望する場合には、市町村に認定を申請し、市町村から認定を受けなければなりません。

年齢	保育の必要性	認定区分	利用先
満3歳以上の場合	教育を希望	1号認定	幼稚園
	「保育の必要な事由」に該当し、保育を希望する場合	2号認定	保育所等
満3歳未満の場合		3号認定	保育所等

利用区分（保育必要量）について

保護者の状況を確認し、保育利用時間を「保育標準時間」または「保育短時間」のいずれかに認定をします。それぞれの保育必要量に応じて以下の保育利用時間が設定されます。

利用区分	就労時間	利用時間
保育標準時間	月120時間以上 両親（ひとり親含む）のフルタイム就労を想定	最長11時間
保育短時間	月60時間以上120時間未満 両親またはいずれかがパートタイム就労を想定	最長8時間

※就労時間は、労働契約上の正規の時間（休憩時間を含む。）とし、残業時間は含みません。

■ 保育所等について ■

■ 月～金曜日

○ 保育標準時間

通常保育（11時間）		①延長保育
		300円
7:00	18:00	19:00

○ 保育短時間

②延長保育	通常保育（8時間）		③延長保育	④延長保育	⑤延長保育
150円			150円	150円	150円
7:00	8:00	16:00	17:00	18:00	19:00

■ 土曜日

- ・ 保育標準時間 7:00～18:00 まで
- ・ 保育短時間 8:00～16:00 まで
- ・ 土曜日の延長保育はありません。

ただし、保育士の研修等の為、半日保育または休園になる場合がありますので、あらかじめ各保育園にご確認ください。

■ 休園日 日曜日、祝祭日、年末年始、慰霊の日等

■ 延長保育の月極利用

金額	1時間 3,000円	2時間 4,000円	3時間 5,000円	4時間 6,000円
利用時間帯	①のみ、②のみ、 ③のみ	②+③ ③+④	②+③+④ ③+④+⑤	②+③+④+⑤

・ 延長保育を利用する際は、直接保育所へお申込ください。

■ 5歳児保育について ■

わかたけ保育園・喜名保育園・わかたけ北保育園・のぐさ保育園・南古堅保育園・たけのこ保育園で5歳児保育を実施しています。

また、令和7年度よりきりん保育園でも5歳児保育を実施します。

※5歳児の受入人数が少数になった場合は、4歳児との合同クラスになる場合があります。

※保育所と幼稚園の併願も可能ですが、保育所の利用調整の結果、保育所に入所決定した場合は、原則保育所へ入所いただくことを前提としております。ご理解の上、お申込ください。

■ 注意事項 ■ ※必ずお読み下さい。

- 児童に発達の違いや疾病等があると思われる場合は、入所申込時にお申し出ください。
- 食物アレルギーがある児童の食事については、各保育所等に対応できる範囲が異なります。必ずしも保護者のご要望に沿えるとは限りません。入所決定園で対応できない場合は、転園（退所）となることもあります。入所申込時に必ずお申し出ください。
- 保育所における集団生活に支障がある場合は、保育所を利用できないことがあります。
- 随時、職場確認の電話を致します。その際に勤務確認が出来ない方や、就労証明書と内容が違う方は審査の対象から外れますのでご注意ください。
- 入所決定は、書類審査や家庭状況の調査等（実態調査等を含む）により決定し、後日通知します。
- 在園児で新年度の申込を他園に希望される場合は、新規の申込となります。希望する園に入園できなかった場合は、在園保育園に戻る保障はありません。

- 就労状況の変更等で、保育時間（標準時間・短時間）の変更を希望する場合は、前月の 20 日までに確認書類を添えて変更申請書をご提出ください。（月の途中で変更することはできません）
- 申請内容や添付書類（就労証明書等）に虚偽がある場合は、支給認定の取り消し及び保育給付の額に相当する金額の全部または一部を子ども・子育て支援法第 12 条に基づき徴収します。
- 保育所入所後にも現況確認のため、電話・訪問等による就労等状況調査や「就労証明書」等の再提出がありますので、ご了承下さい。
- 保護者の勤務先の変更・退職や妊娠・出産・育児休業など入所時と家庭の状況が変わった場合は、こども未来課まで必ずご連絡下さい。（もし、連絡がなく退職等が判明した場合は、途中退所になります。）
- 1 ヶ月以上欠席する場合は、必ずご連絡ください。連絡なく 1 ヶ月以上欠席する場合、保育を必要とする要件に該当しない等とみなして退所となります。また、児童の病気治療や療養等により欠席する場合も 2 ヶ月を超える場合は退所となります。（欠席している間も保育料は発生します）
- 退所する場合は、退所希望月の 20 日までにこども未来課へ退所届を提出してください。

■ 幼児教育・保育の無償化について ■

令和元年 10 月より幼児教育・保育の無償化がスタートしました。3 歳児クラスから 5 歳児クラスの子ども及び非課税世帯の 0 歳児クラスから 2 歳児クラスの子どもが対象となります。認可保育所（園）へ入所している児童については無償化にかかる申請の必要はありません。

- ・無償になるのは保育料のみです。給食費は保護者の負担となり、直接保育所等へお支払いいただきます。
- ・安全でおいしく楽しい給食を提供するため、給食費は納め忘れないようお願いいたします。

※0～2 歳児のお子様については、これまで通り保育料に給食費が含まれていますので、別途お支払いいただく必要はありません。

■ 入所保留者について ■

入所保留者については、今後保育所に空きが出た際に、その都度選定を行い、ご案内できる方へ個別にご連絡を差し上げます。

退所者は毎月 20 日までに届け出ることとなっている為、入所の案内が入所月の直前になる場合もございます。あらかじめご了承ください。

申込みを希望された方で、今年度保育所の入所をご希望されない場合は、「辞退届」の提出が必要となります。こども未来課窓口にご来庁いただき、ご記入をお願いします。

■ 広域利用（他市町村の保育利用）について ■

広域利用とはお住まいの市町村以外の認可保育園に入所を希望する場合、市町村間で協議を行った後に希望する保育施設への入所が可能となる制度です。

読谷村外の保育施設の利用を希望する場合は本村にて P7 記載の必要書類を提出のうえ申込受付を行い、市町村との協議を行います。協議には時間がかかるほか、申込期限等が自治体によって異なるのであらかじめ入園を希望する施設が所在する自治体に確認し、前もってご提出ください。

■ 保育料について ■

保育料は児童の年齢（認定区分）と、保育所等を利用する児童の父母及びそれ以外の扶養義務者（同居の祖父母等）の村民税所得割課税額の合算額によって決まります。

※所得割課税額は、住宅借入金等特別控除、寄付控除、電子証明等特別控除額、配当控除、外国税額控除を適用する前の税額です。

各月初日の入所児童の 属する世帯の階層区分			徴収基準額（月額）			
			0～2歳児の保育料		3歳児以上の給食費	
階層	定 義		標準時間	短時間	標準・短	給食費は実費徴収となります。 ※令和7年4月1日時点で3歳～5歳が該当。 ※年度途中で3歳になった場合は翌年度から無償となります。 【例】世帯状況 父・母・小学2年生・幼稚園児・本人（2歳）の場合の第○子のカウント方法 小学2年生→カウントしない 幼稚園児→1人目 本人→2人目 ※年収360万円未満相当の世帯の場合は、算定対象となる子どもの年齢制限が撤廃されます。
1	生活保護世帯	第1子	0	0	0	
		第2子			0	
		第3子			0	
2	市町村非課税世帯	第1子	無償化		0	
		第2子	0	0	0	
		第3子	0	0	0	
	市町村非課税世帯のうち母子・父子・障がい者世帯	第1子	0	0	0	
		第2子			0	
		第3子			0	
3	市町村民税所得割課税額 48,600円未満	第1子	17,500	14,500	1,000	
		第2子	8,750	7,250	1,000	
		第3子	0	0	0	
	市町村民税所得割課税額 48,600円未満のうち、母子・父子・障がい者世帯	第1子	8,250	6,750	1,000	
		第2子	0	0	0	
		第3子	0	0	0	
4	市町村民税所得割課税額 48,600円以上 97,000円未満	第1子	27,000	24,000	5,500	
		第2子	13,500	12,000	5,500	
		第3子	0	0	0	
	市町村民税所得割課税額 48,600円以上 57,700円未満	第1子	27,000	24,000	1,000	
		第2子	13,500	12,000	1,000	
		第3子	0	0	0	
	市町村民税所得割課税額 48,600円以上77,101円未満のうち母子・父子・障がい者世帯	第1子	9,000	9,000	1,000	
		第2子	0	0	0	
		第3子	0	0	0	
5	市町村民税所得割課税額 97,000円以上 169,000円未満	第1子	33,500	30,500	5,500	
		第2子	16,750	15,250	5,500	
		第3子	0	0	0	
6	市町村民税所得割課税額 169,000円以上 301,000円未満	第1子	37,800	34,800	5,500	
		第2子	18,900	17,400	5,500	
		第3子	0	0	0	
7	市町村民税所得割課税額 301,000円以上 397,000円未満	第1子	40,000	37,000	5,500	
		第2子	20,000	18,500	5,500	
		第3子	0	0	0	
8	市町村民税所得割課税額 397,000円以上	第1子	50,000	47,000	5,500	
		第2子	25,000	23,500	5,500	
		第3子	0	0	0	
第○子のカウント方法→就学前児童からカウントして保育所利用児童が第○子かで判断します。						

保育所入所児童が下記の場合は保育料が軽減されます。

- 1ー 同一世帯から2人以上保育所等に入所している場合
- 2ー 同一世帯から幼稚園・認定こども園と保育所等（認可保育園、企業主導型保育施設等）の利用がある場合
- 3ー 同一世帯から特別支援学校幼稚部、情緒障害児短期治療施設通所部に入所又は児童発達支援及び医療型児童発達支援の利用がある場合

○2、3の場合、入所後4月末日までに在園証明書（こども未来課指定の様式）の提出が必要です。

※ただし、読谷幼稚園・渡慶次幼稚園・喜名幼稚園・古堅幼稚園・古堅南幼稚園・読谷中央幼稚園を利用する場合は、提出の必要はありません。

※一時預かりを利用されている児童は、軽減の人数にカウントされません。

年収 360 万円未満相当の世帯については、第何子かを決定する際に算定対象となる子どもの年齢制限が撤廃されます。

【市町村民税非課税世帯】

第何子かを決定する際に算定対象となる子どもの年齢制限が撤廃されます。

【市町村民税所得割額 57,700 円未満の多子世帯】

第何子かを決定する際に算定対象となる子どもの年齢制限が撤廃され、第 2 子を半額、第 3 子以降は無償となります。

【市町村民税所得割額 77,101 円未満のひとり親・障がい世帯】

第何子かを決定する際に算定対象となる子どもの年齢制限が撤廃され、第 2 子以降は無償になります。

保育料は、毎年 9 月に切り替え作業を行います。村民税の賦課決定が毎年 6 月になっていることから、4～8 月は前年度分の村民税額、9～3 月は当年度分の村民税額により保育料を決定します。

	4 月	5 月	6 月	7 月	8 月	9 月	10 月	11 月	12 月	1 月	2 月	3 月
保育料の 算定方法	前年度（令和 6 年度）の 市町村民税額で算定					当年度（令和 7 年度）の 市町村民税額で算定						

読谷村で村民税が課税されている方については、公簿（課税台帳）により課税状況を確認します。村外からの転入の場合は、提出されたマイナンバーにより、情報連携を行い、課税状況を確認します。

税の修正申告等により税額が変更になった場合は、該当する月に遡り保育料の変更を行います。この変更で生じた過不足分は調整（納入、充当、還付）となります。

○令和 6 年度の村民税額……令和 5 年 1 月～12 月までの収入等を基に算定されています。

○令和 7 年度の村民税額……令和 6 年 1 月～12 月までの収入等を基に算定されています。

下記に該当する世帯は、保育料の階層変更となる場合があります。

○修正申告をした場合

○保育の利用区分（保育必要量）が変更になった場合

●世帯の状況が変更となった場合、保育料が変更になることがありますので、ご連絡下さい。

例	・ひとり親世帯となった場合	・障がい者扶養世帯となった場合
	・祖父母等と同居になった場合	・婚姻した場合
	・児童扶養手当が認定・停止・廃止された場合	
	・生活保護の開始、停止、廃止になった場合	

婚姻歴の無い母子（父子）が対象となります。

申請及び「寡婦（夫）控除のみなし適用」の詳細については、こども未来課までお問合せ下さい。

【注意事項】

○「寡婦（夫）控除のみなし適用」は、保育料算定のみに適用されます。

○「寡婦（夫）控除のみなし適用」を行っても保育料が減免されない（変更がない）場合があります。

○「寡婦（夫）控除のみなし適用」を希望する方は、毎年度申請が必要です。

保育料は令和 6 年度（及び令和 7 年度）の市町村民税額によって算定します。算定の際に税情報が確認できない場合は、「仮算定」となり、最高額（第 8 層：50,000 円）で算定しますので、書類の提出、未申告の方は申告を行ってください。

※令和 6 年 1 月 1 日に読谷村に住民登録がない方のうち、国外居住していた方や軍人・軍属の方は、2023 年中の収入が確認できる書類を提出して下さい。（Wage and Tax Statement 等）

保育料は、毎月 10 日（土日・祝日にあたる場合は翌営業日）に口座振替となります。

※保育料を滞納した場合は、児童手当からの特別徴収や、差し押さえ等の滞納処分を行うことがあります。

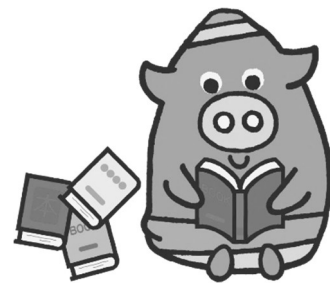
■ 申込に必要な書類 ■

入所を希望される場合は必ず下記の該当書類を揃えて提出して下さい。

なお、書類不備の場合は、受付できませんのでご注意下さい。

○兄弟児同時申込の場合、共通証明はコピー可。

○各証明用紙はA4用紙でのコピーをお願いします。



① 全員提出が必要な書類

提出チェック	申込者全員が必要なもの
☐	保育所入所申込兼支給認定申請書（児童台帳）
☐	保育所入所等に関する確認事項・同意書

② 保育を必要とする証明

父	母	項目	必要な書類
☐	☐	・月 60 時間以上就労している方 ・育児休業から復帰するの方	◎就労証明書 ※申請後、就労時間等に変更があり利用調整点数の変更を希望する場合は、10 月 31 日までに書類の再度提出が必要です。 ※令和7年4月1日時点で雇用期間が切れて更新の予定がない場合の申し込みは無効となります。 ※育児休業から復帰する方は、育児休業期間と復職日の記載も必要です。
☐	☐	自営業の方 【添付資料について】 ※父、母ともに同じ自営業で添付資料が全く同一になる場合は、一部のみ提出してください。	◎就労証明書 + 自営業申立書 + 下記①と②の書類の添付資料 ① 令和6年度 税申告書の写し ②ア～エの書類のいずれか一つ ア 個人事業開業届出書の写し イ 保健所等公的機関が発行する「営業許可証」等 ウ 開業している事実が記載されている資格証 エ 上記の書類がない場合は、その業態に応じた自営業者としての証拠資料
☐	☐	内職の方	◎内職証明書(発注者の証明)
☐	☐	出産予定の方	親子健康手帳(母子保健手帳)の写し (手帳の表面と出産予定日記載欄の写し)
☐	☐	病气療養中の方	◎診断書(担当医による証明) ※療養期間をすぎると申込みは無効になります。
☐	☐	病人の介護・看護の方 (※同居していること)	◎診断書(担当医による証明) ◎介護・看護状況証明書(民生委員・児童委員の証明) 介護の場合は認定度合の分かる書類
☐	☐	就学中(予定)の方 学校教育法に基づく大学・専修学校等や、職業能力開発促進法に基づく職業訓練等	在学証明書(就学先の任意様式) 授業日数及び時間が確認できるカリキュラム等 } 両方提出
☐	☐	求職活動中の方	◎求職活動申告書 ◎求職活動支援機関等利用証明書
☐	☐	育児休業中の方 (継続入所のみ)	◎就労証明書 ◎育児休業証明書 ◎育児休業に伴う保育所入所の取り扱いに関する申請書

◆その他、上記に該当しない場合については、こども未来課へお尋ね下さい。

◆「◎」の付いている書類はこども未来課所定の様式です。読谷村ホームページからダウンロードできます。



読谷村役場 HP → 子育て・教育(よみたんで子育て) → 保育所・こども園・幼稚園(保育園・幼稚園) → 令和7年度村立・認可保育園入所のご案内 → 申込に必要な様式一覧

③ 該当する世帯のみ提出が必要な書類

提出 チェック	状 況	提出書類
☐	令和6年1月2日以降 読谷村に転入した方	支給認定保護者の①と②について確認できる書類の提出 ①本人確認ができる書類(運転免許証やパスポート等) ②マイナンバーが確認できる書類(マイナンバーカード・ マイナンバー通知カード・個人番号記載の住民票の写し)
	保護者の一方が村外在住中の場合	
☐	外国籍の方	2023 年1月から 12 月の収入が分かる書類 (W2 など)
☐	ひとり親世帯 ※ひとり親であっても同居人がおり、事実 婚とみなされる場合は、ひとり親世帯とは なりません。	いずれかひとつ ・ 児童扶養手当証書の写し ・ 母子父子家庭等医療費受給者証の写し ・ 婚姻していないことがわかる父 (母) の戸籍謄本 ※婚姻歴の無い母 (父) 子世帯は「寡婦控除のみなし適用」の 相談をしてください。(P 6 参照)
☐	生活保護世帯	被保護証明書(中部福祉事務所で発行) ※世帯全員が記載されているもの。
☐	同世帯に心身障害者(児)がいる方	いずれかひとつ 身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳、 特別児童扶養手当証書
☐	村外在住で令和7年3月7日までに 読谷村に転入予定の方	転入予定のアパート契約書の写しや建築確認書の写し等
☐	特別支援保育を希望する方	◎障がい状況の分かる医師の診断書等 ・必要に応じて、特別児童扶養手当証書、身体障害者手帳、 療育手帳等の写し ・発達検査結果の写し
☐	食物アレルギーのある方	食物アレルギーに関する確認票
☐	上の子が幼稚園・認定こども園・保育 所等(企業主導型保育施設等)に在 園している方	◎在園証明書(P5参照)
☐	上の子が村外の幼稚園等に在園し ている方	◎在園証明書(P5参照)

※各種証明書の発行については、お時間がかかるものもございます。入所申込の受付期間に間に合うよう、余裕をもって発行(記入)依頼をしてください。また、証明書記入依頼をする際はもれなく記入していただくよう、ご依頼ください。



お願い

**受付時に提出書類が不足していたり記入もれがあり、受付できず
返却となる方が多数いらっしゃいます。**

提出前に必ずご確認ください！

■ 保育所に関するQ&A ■

Q1. 令和6年度の入所申込みをしましたが、待機となっています。令和7年度4月入所の申込みは必要ですか？

A1. 申込みが必要です。(令和6年度の入所申込みは令和7年3月31日までが有効期限です)

Q2. 現在、読谷村外に住んでおり、これから読谷村へ転入予定です。申込みできますか？

A2. 4月入所申込みに限って、村外の方の申込みも受付します。ただし、令和7年3月7日までに転入手続きをすることが条件です。

Q3. 令和6年10月に出産予定です。4月の入所申込みはできますか？

A3. 申込みできます。(4月に6か月になる児童は9月9日～10月4日の入所申込受付時に申込みことができます。5月に6か月になる場合は、3月にお申してください)

Q4. 申込み順が早いほうが有利ですか？長く待機であるほど優先されますか？

A4. 申込み順や待機の期間によって有利になることはありません。

Q5. 申込書提出後、勤務先や就労時間等が変わりました。手続きは必要ですか？

A5. 必要です。勤務先だけでなく、提出書類の内容に変更があった場合は、すみやかにこども未来課へご連絡ください。10月31日までに就労証明書など書類の再提出があれば利用調整(入所調査表点数)の変更を行います。

Q6. 入所決定後、転園はできますか？

A6. 年度途中の転園は原則できません。年度の切替時に転園希望をすることはできますが、新規申込みとして同等の選考となります。在園している保育園を保障するものではありませんので、選考の結果、転園を希望する園に入所できなかった場合、そのまま退所となることもあります。

■ 保育所では、下記の特別保育事業も実施しています ■

●利用対象児童

心身の発達に何らかの遅れ等があり、かつ、保護者が勤務をしているなど、保育を必要とする児童が対象です。集団保育が可能かどうかを確認し、適さない場合は利用できません。

●申込み方法

入所申込時に、診断書等(こども未来課様式)や専門医療機関の発達検査結果の写しを提出し、特別支援保育を希望する旨、申し出てください。

(身体障がい児及び療育手帳・特別児童扶養手当等の対象児は、その写しを添付して下さい。)

※受付後に障がい児保育を希望しても対応できません。場合によっては退所頂く事もあります。

●体験入園の実施

入所申込後、集団保育に適するか等を判断するため、体験入園等を行います。

※保育園の定員の関係により利用できない場合があります。あらかじめご了承ください。

※詳しくは、各保育所へお問合せ下さい。

○実施園

読谷村保育所、読谷村南保育所

○利用できる方

- 1ー 保護者の疾病、入院等により緊急一時的に保育を必要としている場合(月15日を限度とする)
- 2ー 保護者のリフレッシュのため利用したい場合(週1日程度)
- 3ー 保護者の就労形態等により、週3日を限度として保育が継続的に困難となる場合

○保育料 1日/1,500円 半日/1,000円

※希望する保育所へ事前予約(相談)が必要です。

※定員等により受け入れ出来ない事もあります。ご了承ください。

保 育 所 名		定員	0歳	1歳	2歳	3歳	4歳	5歳	住 所	電話番号	利用年齢 R7.4.1 時 点	延長 保育	一時 保育
村 立	読 谷 村 保 育 所	67	3	9	15	20	20		高志保 1406 番地	958-3024	0～4	○	○
	読 谷 村 南 保 育 所	70	3	12	12	20	23		楚辺 1030 番地 1	956-4179	0～4	○	○
私 立	社会福祉法人 わかたけ 保育園	140	18	24	26	26	26	20 (28)	都 屋 266 番地	956-1835	0～5	○	×
	社会福祉法人 喜 名 保育園	140	12	30	30	24	24	20	喜 名 2272 番地 7	958-5038	0～5	○	×
	社会福祉法人 のぐさ 保育園	120	15	24	27	27	27		比 謝 286 番地	956-6609	0～5	○	×
	N P O 法 人 き り ん 保育園	100	9	14	24	20	20	13	都 屋 315 番地	956-9061	0～5	○	×
	社会福祉法人 南 古 堅 保育園	100	12	18	18	20	22	10	古 堅 452 番地	989-7087	0～5	○	×
	学 校 法 人 咲 く 原 保育園	60	6	17	17	10	10		比 謝 279 番地 2	956-4976	0～4	○	×
	社会福祉法人 た け の こ 保育園	90	9	12	15	18	18	18	古 堅 509 番地	988-7780	0～5	○	×
	社会福祉法人 わ ら び 保育園	90	9	18	18	18	27		波 平 54 番地 10	958-0966	0～4	○	×
	社会福祉法人 ふ れ 愛 保育園	75	6	12	18	19	20		比 謝 188 番地 2	956-3565	0～4	○	×
	社会福祉法人 わかたけ北 保育園	109	18	24	24	20 (24)	13 (24)	10	長浜 1647 番地	958-4141	0～5	○	×
	小規模保育事業所 一般社団法人ぽのぼの保育園	19	6	6	7	※この施設は 0 歳 ～2 歳までを保育 する施設です。			古堅 641 番地 1	989-8533	0～2	○	×
	小規模保育事業所 いずみ保育園	19	6	6	7				古堅 513 番地	956-9057	0～2	○	×

※定員数は受け入れ人数ではありません。保育士の確保等の状況により受け入れ人数が変動する場合がございます。

※()は R6 年 4 月 1 日時点の受け入れ人数です。

※きりん保育園の 5 歳児クラスの人数は、予定人数（令和 6 年 9 月 1 日時点）のため変動する場合がございます。